

「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」等について

1 概要

国の在宅医療の体制構築に係る指針（以下、「指針」という。）において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として医療計画に位置付けることとされている。

都では、指針を踏まえ、区市町村が地区医師会等の地域の関係者と協議した上で推薦した医療機関を「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」として指定することとしている。

以上を踏まえ、文京区においては、以下の4に示す2医療機関を「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」として推薦するものである。

2 目標

- (1) 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと。
- (2) 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。
- (3) 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。
- (4) 患者の家族等への支援を行うこと。

3 求められる事項

地域の実情に応じて以下の必要な取組を実施する。

	求められる事項	取組例
(1)	医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと。	かかりつけ医と連携した24時間診療体制の構築
(2)	在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること。	関係機関との情報共有
(3)	臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること。	同行訪問研修等の実施
(4)	災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。	自機関のBCP策定、他の医療機関等におけるBCPの策定支援
(5)	地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。	在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口と連携した患者家族への医療・介護・障害福祉サービス情報の紹介
(6)	入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと。	地域の関係機関との受入れ体制の構築・情報共有

4 在宅療養において積極的役割を担う医療機関の推薦について

以下の2医療機関を推薦する。

	医療機関名	所在地	医療機関種別	管理者職氏名
①	医療法人社団悠輝会 コーラルクリニック	文京区本郷 4-1-7 第2近江屋ビル301	機能強化型在宅支援診療所（支援診1・支援診2）	院長・石垣泰則
②	医療法人社団一専会 神楽坂ホームケアクリニック	文京区関口 1-13-14 向井ビル2階・3階	機能強化型在宅支援診療所（支援診1・支援診2）	院長・久保雄一

5 在宅療養に必要な連携を担う拠点について

(1) 概要

国の指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付けることとされている。

都においては、在宅医療・介護連携推進事業において構築された連携体制を活用して引き続き在宅療養の充実を図っていくことが望ましいと考え、在宅医療・介護連携の取組を推進している区市町村を「在宅療養に必要な連携を担う拠点」として位置付けることとされているため、文京区が拠点の役割を担うものとする。

(2) 目標

- ① 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。
- ② 在宅医療に関する人材育成を行うこと。
- ③ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。
- ④ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと。

(3) 求められる事項

	求められる事項	取組例
①	地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。	課題の抽出及び対応策の検討等を議題とする会議の開催
②	地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと。	・医療・介護・障害福祉資源マップの作成 ・医療・介護・障害福祉に係るワンストップ相談
③	質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。	急変時対応等の体制構築に向けたルール作り
④	在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。	多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修の実施
⑤	在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。	講演会やシンポジウムの開催、住民向け冊子の発行